

町田市契約公告（物）第 63 号

条件付一般競争入札

次の通り条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告します。

2026 年 9 月 29 日

東京都町田市長 稲垣 康治

1 共通事項

入札参加資格要件	1 町田市競争入札参加資格者名簿に登載され、入札案件ごとに定める営業種目又は業種に登録があること。 2 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加停止措置を受けていないこと。 3 電子入札においては、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）により入札参加資格申請を行い、その入札参加資格の承認を受け、かつ、電子調達サービスを利用するために有効な電子証明書を取得していること。 4 入札案件ごとに定めた資格要件等を満たしていること。
予定価格	事後においても非公表。
仕様書等の入手方法	電子調達サービスからダウンロードが可能。 《期間》 公告日から 2026 年 10 月 6 日まで
入札参加申請	《申請方法》 電子調達サービスより申請すること。 《申請期限》 2026 年 10 月 6 日 12 時 00 分
入札参加者の決定	電子調達サービスより「入札参加資格確認結果通知」を申請者に通知する。 ※通知日は入札案件ごとに確認すること。
入札参加資格の喪失	入札参加資格者と認定された後に、入札参加資格要件を欠くこととなった場合は、入札参加資格を喪失する。
質疑	電子調達サービスにて提出すること。 ※提出期限および回答日は入札案件ごとに確認すること。 ※質疑回答によって、契約条件及び仕様書の内容が変更又は補完される場合があるので、必ず質疑回答の内容を確認すること。
入札方法	電子調達サービスによる電子入札。 入札書に記載する金額は、契約希望金額の 108 分の 100（消費税抜きの金額）とする。
再度入札	初回の入札で落札者がいないときは、1 回に限り、初回の開札から 1 時間以内（予定）に再度入札を行う。ただし、初回の入札で有効な入札がないときは、再度入札を行わない。再度入札を行う場合は、電子調達サービスで通知する。詳細について

	は再度入札通知書を確認すること。
入札保証金	免除
最低入札参加者数	1 者
最低制限価格	設定しない。
落札者の決定	1 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、開札日以降に通知する。ただし、同価の者が複数あった場合は、くじ機能によって落札者を決定する。 2 前項にかかわらず、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、価格その他の条件が町田市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることがある。 3 再度入札においても落札者がいないときは、随意契約交渉を行う場合がある。 4 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。
事後審査方式における落札者の決定	1 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後に、速やかに入札公告に示す業務実績調書等の事後審査書類の提出を求める。ただし、同価の者が複数あった場合は、くじ機能によって落札候補者を決定する。 落札候補者が事後審査書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。 2 提出された事後審査書類の審査の結果、落札候補者が入札公告に示す入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合は、落札決定とする。確認できない場合は、予定価格の範囲内で有効な入札を行った次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。 3 上記「落札者の決定」の 2 ～ 4 は事後審査方式においても準用する。
入札の無効	次のいずれかに該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。 1 入札に参加する資格のない者のした入札 2 入札書が提出締切日時までに、電子調達サービスのサーバーに到達しないもの 3 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの 4 電子調達サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札 5 電子調達サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を

	入力した入札 6 電子調達サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札 7 再度入札にあっては、初度入札における最低入札金額以上の金額での入札
前払金	無し
その他	1 前各項に定めるもののほか、「町田市契約事務規則」、「町田市物品購入契約等の入札手続に関する要領」、「入札参加者の心得〔電子入札用〕」の定めるところによる。 2 落札者が契約締結までに入札参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなったときは、契約の締結はできない。 3 入札において事故が起きたとき等は、入札を中止または延期することがある。 4 電子調達サービスにおける入札書等の提出の完了は、「入札受理書」等が表示された時点とする。時間に余裕をもって提出すること。ただし入札書提出後の辞退は認められない。 5 契約に当たっては、町田市所定の契約約款により契約を締結する。(契約約款は町田市ホームページにおいて閲覧可能)

2 入札案件

1. 件名	災害対策用備蓄乾燥米（五目ご飯【炊き出し】）購入
2. 履行場所	町田市指定場所
3. 契約期間	契約確定日～2027年3月31日
4. 種目	「警察・消防・防災用品」
5. 入札参加資格	2026年10月6日までに通知
6. 質疑	《提出期限》2026年10月9日 12時00分 《回答日》2026年10月14日 17時00分
7. 入札書提出期限	2026年10月16日 16時00分
8. 開 札	2026年10月19日 9時00分
9. 部分払い	無し

9. 契約保証金	免除
10. 入札参加者の 資格要件等	○下記の全ての要件に該当する者。 (1) 営業種目「警察・消防・防災用品」に登録があること。 (2) 営業種目「警察・消防・防災用品」に対する電子調達サービスの共同格付の等級区分が「A～C」であること。
11. 注意事項	< 内訳書について > 1 内訳書の作成 (1) 入札金額（消費税抜き）を算定するにあたっては、指定の Excel ファイル「内訳書」において単価内訳（消費税抜き）を見積もってください。その際、諸費用については、内訳書にある項目の単価に含めて計上してください。 (2) 内訳書の単価については、1 円未満の金額は不可とします。 (3) 入札金額は内訳書の合計と一致するものとし、一致しない場合は、入札書の金額を優先します。単価の合計を入札金額としないよう注意してください。落札者が添付した内訳書に誤りがあったときは、入札金額の範囲内で修正を加えます。 2 内訳書の提出 単価を記載した内訳書をあらかじめ入札書に添付して、電子調達サービスで提出してください。（操作手順書「添付資料の設定方法」 P 1 0 4 を参照） 入札書に添付しなかった場合は、開札後速やかにメール又はファクシミリで提出してください。 メール：e-cho_03@city.machida.tokyo.jp ファクシミリ：0 5 0－3 0 8 5－6 0 8 2

電子契約について

この案件は、落札者が希望する場合、電子契約の方法による契約締結とすることができま

す。

電子契約を希望する場合は、落札決定時の町田市財務部契約課からの電話連絡の際に電子契約を希望する旨を申し出てください。その後、「電子契約利用申出書」に必要事項をご記入のうえ、落札決定日の翌日（土日祝日を除く）までに町田市財務部契約課宛にメール（e-cho_03@city.machida.tokyo.jp）でご提出ください。

「電子契約利用申出書」は町田市ホームページからダウンロードできます。

トップページ＞事業者の方へ＞入札・契約＞契約課からのお知らせ＞電子契約サービス導入について